

豊橋市監査公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月1日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

令和5年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
総務部	行政課	26	意見	<p>【公印の押印方法について】</p> <p>行政課の押印方法としては、以下のいずれかの対応が望ましいと考える。 ア 押印を申請した各課の職員ではなく、公印の使用を承認した行政課の職員が、実際に押印する。 イ 押印を申請した各課の職員が公印を使用せざるを得ない場合でも、行政課の職員の面前で押印する。</p>	<p>令和6年4月1日から、行政課政策法務グループ職員の面前で公印を押印するよう、公印を押印する場所を同グループ員の真横の位置に変更した。 これにより、押印を承認した文書以外の文書に公印を押印することを防ぐこととした。</p>	R6.4.15
企画部	首都圏活動センター	32	指摘事項	<p>【収納額の確認について】</p> <p>金種記録を作成し、複数職員による照合が必要であると考え。</p>	<p>令和6年2月1日開催の「ほの国東三河応援倶楽部総会」から、収納額の確認のための金種表を作成し、受付簿と領収書(控)と実際に収納した金額を照合したほか、金種表記載者以外に管理職含め複数職員で確認し、確認した旨、記録をすることとした。</p>	R6.3.25
		32	指摘事項	<p>【つり銭について】</p> <p>公金によりつり銭を準備する必要があると考える。</p>	<p>令和6年2月1日開催の「ほの国東三河応援倶楽部総会」から、公金によりつり銭を準備することとした。</p>	R6.3.25
市民協創部	市民課	33	指摘事項	<p>【手数料の現金実査について】</p> <p>金種記録に実施者と確認者の照合の痕跡を残したうえで、当該金種記録を保管すべきと考える。</p>	<p>指摘を受ける以前から金種記録と現金との照合確認は複数人で行っていたが、収納金の銀行持込時に金種記録と一緒に添付し課に残していない状況であったため、複数人での照合の痕跡を残したうえで金種記録原本は課に保管、収納金銀行持込時はコピーを添付するよう運用を変更した。 (令和5年9月1日運用変更)</p>	R6.3.29
		33	指摘事項	<p>【つり銭の現金実査について】</p> <p>つり銭準備金管理簿を確認したところ、記帳者と確認者による複数職員の確認が必要であると考え。</p>	<p>指摘を受ける以前からつり銭準備金の現物確認は複数職員で行っていたが、つり銭の種類ごとに複数ある管理簿が担当ごとに課内別々の場所に保管されていたために、担当が確認したことの記入押印や複数職員で確認したことの痕跡を簿冊上残せていないケースがあった。指摘以降は、全種類の管理簿の保管場所を主査席付近の一カ所に集約し、担当確認後の管理簿への記入押印から複数職員確認後押印まで主査が一元的に監督するものとし、確認押印がもれることのないよう改善した。 (令和5年9月1日運用変更)</p>	R6.3.29
		34	意見	<p>【公印の押印方法について】</p> <p>以下のいずれかの対応が望ましいと考える。 ア 押印を承認する者を配置し、担当者ではなく、押印承認者が、実際に押印する。 イ 人員等の都合で、アの対応が難しい場合には、少なくとも、担当者は押印せず、別の職員が押印する。 ウ 人員等の都合で、担当者が、公印を押印せざるを得ない場合でも、担当者とは、別の職員の面前で押印する。</p>	<p>意見ウの方法で対応するものとし、人員の都合で担当者が公印を押印せざるを得ないが、担当者とは別の職員の面前で確実に押印するよう公印用デスクの配置を見直した。 (令和6年3月1日運用変更)</p>	R6.3.29
福祉部	国保年金課	35	意見	<p>【決裁の効率化について】</p> <p>証明書を発行するにあたり、申請者が記入した申込書に基づき、調定決議書を起票し、承認後に、調定・納付書を発行、申請者による納付を確認後に、手作業により証明書を発行する手続きとなっている。 この点につき、1枚あたり200円の収納に対して、調定決議書には、10名程度の決裁がなされていた。手作業で証明書が発行されていることもあり、金額のルールを定めて決裁者を減らし、効率化を図るか、手数料の引き上げを検討することが望ましいと考える</p>	<p>令和6年1月から証明書の交付決裁と調定決議書の起票を一括して行うこととし、決裁ルートの確認者を担当者含め4名に削減し、効率化を図った。</p>	R6.3.26

令和5年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	総合老人ホーム	35	指摘事項	【共有ID・パスワードの使用について】 個人ごとにID・パスワードを設定し、システムの利用者の業務内容ごとに、加工・閲覧・非開示などを設定することが必要であると考える。	介護事業者支援システムの開発業者に依頼し令和5年11月に個人ごとのID・パスワードを付与し、職員ごとに必要な業務のみの閲覧・更新ができるように設定した。	R6.3.27
健康部	健康政策課	37	指摘事項	【つり銭管理簿の確認について】 記帳者と確認者による複数職員の確認が行われ、その証跡が残されることが必要であると考える。	つり銭準備金の確認に当たっては、健康政策課現金等・電子マネー出納事務マニュアルに沿って複数人で行うことを引き続き徹底するとともに、令和6年3月につり銭準備金保管簿は記入者の確認印のみではなく、確認者も確認印を押印し、保管状況の記録を残すことを課内に周知し、徹底した。	R6.3.21
健康部	健康政策課	37	意見	【債権管理について】 債権回収の証跡を管理簿として適切に残すことが求められる。	診療所の運営に係る未収債権については、引き続き、債務者毎の管理簿に所在調査や支払催促等の記録を綴るとともに、債権管理台帳一覧の調査日が更新されていない未収債権については、令和6年1月から順次、所在調査を行い、その記録を債権管理台帳一覧に残すことを徹底した。 また、令和6年1月に債権管理事務担当者に対して、納税課が作成した「債権放棄にかかる事務の流れ」等の資料を示し、所在調査等の結果により豊橋市債権管理条例第6条に規定される債権放棄相当事由に該当すると判断された場合には、債権放棄の手続きを行うとともに豊橋市予算決算会計規則第44条の規定に基づき所定の手続きを経て、不納欠損処分を行うことを確認した。	R6.3.21
	食肉衛生検査所	37	指摘事項	【共有ID・パスワードの使用について】 個人ごとにID・パスワードを設定する必要があると考える。	令和5年10月からと畜検査情報処理システム使用者の個人ごとID・パスワードを設定し、システムのログにより、システム内のデータの改ざん、抜き取り等に対応した。	R6.3.27
産業部	競輪事務所	43	意見	【拾得物の取扱いについて】 簡易なマニュアル（例えば、前述の回答を文書化したものなど）を作成し、取扱いの標準化や判断の効率化を図ることも有用であると考える。	拾得物の取扱いに関するマニュアルを令和5年11月に作成し、委託業者を含む従事員に周知することで、拾得物の取扱いの標準化、判断の効率化を図った。	R6.3.22
上下水道局	総務課	54	指摘事項	【在庫管理について】 「とよっすい」の在庫について、受払管理表上、複数名で数えていることを確認できなかった。複数名で管理していることを事後的に確認できるようにする必要があると考える。 また、受払管理表は手書きで、ボールペンで作成することが望ましいと考える。	令和6年2月22日の令和5年度製造分とよっすいの納入の際に、払い出しの都度、複数名で確認し、受払管理表に手書きで、ボールペンで記録することを課内周知した。	R6.3.29
		54	意見	【売却した不用品の重量の検証について】 老朽化した鋳鉄管等の不用品の売却は、入札により実施される。また、入札を実施する前には、各課担当者が重量の見積りを行い、入札参加者に提示される。 次に、売却先業者は、入札により、一番高い単価で買い取る旨を提示した業者が決定される。決定された売却先業者は、計量証明事業者でもあるため、改めて、自社で不用品の重量を計測し、これに落札で決定された単価を乗じ、当該金額を上下水道局に自己申告することで、上下水道局としての売却収入が算定される。 この点につき、各課担当者が事前に見積もった重量と、売却先業者の自社計測の重量を比較した。 担当者の見積りよりも、かなり少ない重量による売却の場合があった。 また、検証もなされていなかった。 売却先業者が計測した際の重量の写真を確認する他、各課担当者の重量の見積りの精度を上げるとともに、差異が大きい場合には検証する必要があると考える。	業者に対しては、令和6年2月19日の不用品売却見積り合わせの参加通知に、落札決定後に計測した際の写真を提出するよう記載した。また、各課に対しては、令和6年1月19日の不用品売却実施通知に、正確に重量を見積るよう注意喚起した。	R6.3.29

令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
産業部	農業企画課	58	意見	施設の利用料金の徴収のありかたを整理することが望まれる。	指定管理者と協議し、プロジェクト室の利用に関して、実態に即した利用申請とするため、令和5年4月分の利用申請より、利用申請書提出の際に別に企業活動の有無を判別できるようにするため、詳細を記入する「プロジェクト室利用申告書」の提出を求めることとした。	R6. 3. 29
		99	意見	小口現金の実査についてダブルチェック体制の整備が望まれる。	令和5年2月より、経理担当者が休みの場合は、別の担当者が審査及び照合を行い、駅長が確認することとし、常にダブルチェックする体制を整えた。	R6. 3. 29
		198	意見	ターゲットに応じた魅力度向上策の展開について、検討することが望まれる。	道の駅とよはしでは、令和元年度から引き続き利用者アンケートを実施し、ニーズを把握しながら、SNSやフリーペーパーを利用した情報発信をはじめ、子ども向け収穫体験や地元農産物を使用した料理教室など食農教育事業等の各種イベントを実施したことにより、令和3年度から令和4年度にかけては来場者数が約1万7千人増加した。今後も引き続きニーズの把握に努め、魅力度向上策に取り組んでいく。	R6. 3. 29